

第一 大正十二年爭議後の労働實況及會社の對策

◎ 作業實況

本社は大正十二年一月、從來の諸制度に改善を加へ日給時間制を採用しました所、不幸之が動機となつて爭議を惹起し、紛争の結果、時間作業を原則とし、ある種の作業については分量を定め、満足に之れを成し遂げたる者は、監督者の認容を経て時間内と雖も帰宅し得るも、ある種の作業は八時間(實動)就業することゝ定めました。併し爭議後凱歌を擧げて工場に復歸したる工員達は、労働組合に加入し幹部の指揮にさへ従ひ居らば天下何物の恐るゝあらんとの氣勢をば常に示し、眼中素より工場長係員なく従つて監督者の指揮命令に服せざるは勿論、作業時間を極度に短縮して曩には終日八時間に亘りてさへ成し遂げ能はずとして爭議を敢てしたる作業分量と餘り異ならざる分量の作業を早きは二時間半稀に長きも五時間内外平均四時間以内に終了して隨

(2)

意帰宅し實動八時間就業すべき者又在場六時間位にして續々退場し、而も作業時間中猥りに全員擧つて任意集會毫も制止を肯んせず、之等不都合の點に關し係員は百方苦慮或は戒告し或は反省を促し手段と方法を盡してその改善に努むるも、鬭争觀念に燃ゆる工員等は毫も憚むるの色なく、組織と統制との力を持ち労働組合の威力發揮の爲めには事毎に監督者に反抗面罵し、心ある者をして浩歎痛憤せしむるの實狀でありました。

◎ 労働條件

爭議團側では動もすると醬油醸造職工の待遇不良を誇大に吹聴しますがそれは現在の事實ではなく古い昔し一般従業員待遇が今日の如く進まず亦物價も安い時分のほんの一例で決して常に而く不良であつたのではない、特に大正七年本社成立以來は逐次改善せられて爭議前に於ける實際の待遇は、男女を平均して定額日給平均一圓八十六

(3)